

制度名 融資条件	中小企業振興資金		特別小規模 企業資金	中小企業短期 事業資金	創業支援資金
	小規模企業者資金				
融資対象者 ※本パンフレット表紙記載要件も併せてご確認ください。	中小企業者		①小規模企業者 ②本融資の申込額を含め、保証協会の保証残高が1,250万円以下であること。 ※全国統一の保証制度である「小口零細企業保証」による。	中小企業者	①新規に創業しようとする者または創業後1年未満の方 ②事業開始が確実と見込まれる方 ③許認可が必要な事業では、当該許認可を受けることが確実と見込まれる方 ④2年以上の事業継続が確実と見込まれる方
NPO法人利用の可否	○	×	×	○	×
資金使途	運転資金・設備資金			運転資金	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円以内 ※運転資金は2,000万円以内	1,000万円以内	500万円以内	1,000万円以内	1,000万円以内
融資利率 (年)	1.5%	1.4%	1.2%	1.5%	0.5% (0.4%*) *融資申込時に、法人の代表者の年齢が満40歳未満の場合(個人事業主の場合は当該個人が満40歳未満の場合)
融資期間	7年以内(500万円以下は5年以内) (据置期間1年以内)		5年以内 (据置期間1年以内)	1年以内	7年以内 (据置期間1年以内)
返済方法	原則として分割払い				
担保	必要に応じて徴する	不要	必要に応じて徴する		
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ※要件については、保証協会の定めるところによる				
保証協会	保証協会の保証が必要				
保証料	信用保証料は兵庫県信用保証協会が定める保証料率により算定 詳しくは、兵庫県信用保証協会にお問い合わせください。			兵庫県信用保証協会加古川支所 TEL:(079)424-1105	
保証料補助	無				
その他の留意点	融資制度の重複・併用は以下の場合のみ可能です。 ○振興資金(小規模企業者資金を除く)・短期資金 =申込時の市融資制度借入残高が当初借入額の1/3以下になっており、その融資残高の一括返済をする場合 ○特別小規模企業資金 =申込時の保証協会の保証付き融資の残高が、申請額を含め1,250万円以下である場合 ○創業支援資金 =申込時の保証協会の保証付き融資残高が、申請額を含め1,000万円以下である場合				